

## 議第5号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和元年11月18日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長            安 福   正 寿

(提案理由)

令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)により、「教育職員免許法」(昭和24年法律第147号)の一部が改正され、令和元年12月14日に施行されることから、関連する規定を整備する必要があるため。

- ・成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等が免許状を授与されないとする教育職員免許法の規定が削除されたことに伴い、所要の規定を整備するもの

< 根拠法令 >

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百呂十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

# 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の前提となる事実

令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）により、教育職員免許法の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人が教員免許状授与の欠格事由から削除された。（令和元年12月14日に施行）

## 2 施行期日

令和元年12月14日

## 3 改正の内容

- ・教員免許状の申請の際に提出する宣誓書様式から、成年被後見人又は被保佐人という欠格事由を削除（別記第6号様式）。
- ・「禁錮」のふりがなを削除（同）

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

岐阜県教育委員会  
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和二十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条—第12条の2、第22条関係）

宣 誓 書

わたくしは、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 公立学校の教員であつた際懲戒免職の処分を受け、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

附 記

以上の要請は、令和15年十一月十四日付の要請による。

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）新旧対照表

目次 略

（新）

第一章から第五章まで 略

付則 略

別記第1号様式から第5号様式まで 略

目次 略

（旧）

第一章から第五章まで 略

付則 略

別記第1号様式から第5号様式まで 略

第6号様式 (第9条—第12条の2、第22条関係)  
宣 誓 書

わたくしは、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

1 禁錮以上の刑に処せられた者

2 公立学校の教員であつた際懲戒免職の処分を受け、又は地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

別記第7号様式から第24号様式まで 略

付表第1から第7まで 略

第6号様式 (第9条—第12条の2、第22条関係)  
宣 誓 書

わたくしは、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

1 成年被後见人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 公立学校の教員であつた際懲戒免職の処分を受け、又は地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

4 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

別記第7号様式から第24号様式まで 略

付表第1から第7まで 略

付則付表第1から第13まで 略

---

付則付表第1から第13まで 略